

千葉県認知症カフェ設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局通知）に基づき、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症及び軽度認知機能障害の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ることを目的とした認知症カフェを運営する事業（以下、「事業」という。）に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「認知症カフェ」とは、認知症及び軽度認知機能障害の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的として主体的に参加できる場をいう。

(補助交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内で認知症カフェを運営する個人又は団体とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 宗教的又は政治的活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- (2) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体等でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。ただし、第2号については、天災地変や感染症の流行などにより、参加者の安全確保のためにやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

- (1) 市内に10名程度の人が同時に過ごすことができる十分なスペースがあること。
- (2) 月1回以上、又は年間10回以上運営し、1回当たりの運営時間は2時間以上とすること。
- (3) 1年以上継続して運営していること、或いは1年以上継続して運営する意思があること。
- (4) カフェ形式に机や椅子等を配置し、認知症及び軽度認知機能障害の人とその家族等が安心して利用でき、利用者自ら活動し楽しめる場であること。
- (5) 認知症及び軽度認知機能障害の人とその家族等からの相談に対応できる人員（医療・介護の専門職、認知症コーディネーター・認知症地域支援推進員等）と連携し、適切な支援を行うこと。
- (6) 法令及び公序良俗に反しない内容であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認知症カフェの設置及び運営に必要な以下の経費とする。

- (1) 備品購入費用（茶器、テーブル、体温計など）
- (2) 周知に要する費用（チラシや看板の作成など）
- (3) 講師料（講師謝礼）
- (4) 会場賃借料及び使用料
- (5) 感染症防止対策に係る消耗品購入費用（マスク、ゴム手袋、消毒剤、石けん、フェイスシールド、使い捨て容器）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 光熱水費、機材の借上げ費等の費用
- (2) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (3) 交付対象者の構成員による会合の飲食費
- (4) 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (5) その他市長が適当でないと認める経費
- (6) 国、県及び市の他の補助金等の交付を受けている経費

(補助金の補助率及び限度額)

第6条 補助金の補助率は、補助対象経費から参加費等の当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10とし、補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度に新規に設置する認知症カフェは、1か所につき5万円を限度とする。
- (2) 前年度より継続運営する認知症カフェは、1か所につき3万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条に規定する申請書は、千葉市認知症カフェ設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条第2項第4号に規定する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体及び活動の概要書（様式第4号）
(申請団体の規約、会則等、認知症カフェの運営規約等を添付)
- (4) 認知症カフェの位置図及び写真等
- (5) 認知症カフェのチラシ、パンフレット等
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により附する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この助成金は、千葉市認知症カフェ設置促進事業に使用し、それ以外の目的及び事

業に使用しないこと。

(2) 事業計画及び収支予算を変更（ただし、軽微な変更を除く。）したときは、速やかに届けること。この場合において、当該届出した内容を審査し、助成金額を変更することがある。

(3) 事業終了後、速やかに実績報告書、収支決算書等必要書類を提出すること。

(4) 上記（1）から（3）までのいずれかの業務に違反したときは、この交付決定の全部もしくは一部変更又は取消し、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を求めることがある。

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、千葉市認知症カフェ設置促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

（変更の承認申請等）

第10条 規則第5条に規定する承認の申請は、千葉市認知症カフェ設置促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、第7条第2項に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添えて提出する。

3 市長は、第1項に規定する承認の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し適当と認める場合は、千葉市認知症カフェ設置促進事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第7号）により通知する。

（実績報告）

第11条 規則第12条に規定する実績報告書は、千葉市認知症カフェ設置促進事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとする。

2 規則第12条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書（様式第9号）

(2) 収支決算書（様式第10号）

(3) 補助事業に係る領収書等

(4) 講師料（講師謝礼）に係る実績報告書（別紙1）（必要時）

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日とする。

（額の確定通知）

第12条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付額を確定し、千葉市認知症カフェ設置促進事業補助金額確定通知書（様式第11号）により通知する。

(交付の請求)

第13条 規則第16条に規定する請求は、千葉市認知症カフェ設置促進事業補助金交付請求書(様式第12号)によるものとする。

2 規則第16条第2項に規定する請求は、千葉市認知症カフェ設置促進事業補助金事前交付請求書(様式第13号)によるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助対象が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、すでに交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不足の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助要件に該当しないこととなったとき又は申請をした当時に補助要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にあることが判明したとき。

(交付決定の取消通知)

第15条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市認知症カフェ設置促進補助金交付決定取消通知書(様式第14号)によるものとする。

(返還命令)

第16条 規則第18条の規定による補助金の返還の命令は、千葉市認知症カフェ設置促進事業補助金返還命令書(様式第15号)によるものとする。

(補助の期間)

第17条 単年度を単位とする。

(留意事項)

第18条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる点に留意すること。

- (1) 認知症カフェの名称は、認知症及び軽度認知機能障害の人並びにその家族等、参加者にとって親しみやすくわかりやすいものとする。
- (2) 茶菓子等を提供するときは衛生管理に十分留意すること。
- (3) 認知症及び軽度認知機能障害の人及びその家族の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならないこと。
- (4) 千葉市認知症カフェの登録を併せて行い、市ホームページ等で活動について公表することを了承すること。
- (5) 認知症及び軽度認知機能障害の人とその家族の支援のため、認知症サポーターとの連携に努めること。

(6) 市と協働して、認知症施策の推進に努めること。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局次長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。